

砂川市第 6 期総合計画 審議会専門部会

審議結果

平成 22 年 7 月 5 日

総合計画審議会専門部会 審議結果

総合計画審議会専門部会が審議した、「これからのまちづくり」について、つぎのとおり報告します。

1 部会開催日

市民参画・コミュニティ・行政運営部会	第1回	平成 21年 8月 12日
	第2回	平成 21年 11月 6日
	第3回	平成 22年 1月 19日
	第4回	平成 22年 5月 19日
教育・文化・スポーツ部会	第1回	平成 21年 7月 31日
	第2回	平成 21年 11月 6・20日
	第3回	平成 22年 1月 19日
医療・保健・福祉部会	第1回	平成 21年 7月 30日
	第2回	平成 21年 11月 16日
生活環境・防災部会	第1回	平成 21年 7月 30日
	第2回	平成 21年 11月 27日
産業振興部会	第1回	平成 21年 8月 5日
	第2回	平成 21年 11月 5日
都市基盤部会	第1回	平成 21年 8月 5日
	第2回	平成 21年 11月 10日
	第3回	平成 22年 5月 28日

2 審議内容

第1回会議（全専門部会）

市から「基本計画」における施策の基本事業となる「まちづくりの項目」と、このことに対する「現状と課題」がたたき台として示され、それぞれの項目に対して委員より意見や質問を行った。

第2・3回会議（全専門部会）

各部会における分野の「まちづくりの方向性」について審議した。

- ・これから 10年間の砂川は、どのようなまちづくりをめざしていくべきか

- 「まちづくりの方向性」を実現させるために、どんなことに取り組むべきか。
- ・まちづくりの項目（基本事業）として、必要なものは何か。
 - ・第5期総合計画と比較してどうなのか。
 - ・新たに取り組むべきと思われる、まちづくりの項目（基本事業）はないか。
- 審議委員による検討を行った。（市職員はオブザーバーとして出席）
- ・各委員の発言を基に、全員で検討を行った。

第2・3・4回会議（市民参画・コミュニティ・行政運営部会）

「人口推計」関わる、目的、必要性、人口推計の方法などの検討のほか、国勢調査人口及び住民基本台帳人口による推計を比較検討しながら、「人口推計と目標人口（案）」について審議した。

第3回会議（都市基盤部会）

「土地利用の基本方針（案）」について審議した。

3 審議結果

各委員の意見などから、つぎのとおり部会としての意見を整理しました。

1 市民参画・コミュニティ・行政運営部会

部会長 堀江委員
副部会長 山根委員
委員 井上委員、尾崎委員、木川委員、其田委員、西島委員

1、「地域主権」は、協働、地域コミュニティ、行財政運営を進めていく上でのキーワードであり、まちづくりの共通した考えとして捉えるべきである。

- ・まちづくりの共通した考え

協働

市民・地域・事業者・行政などが、お互いの信頼関係を築きあい、市民活動の活性化を図るとともに、市民が主体的に参画するまちを目指すべきである。

地域コミュニティ

多様なコミュニティ活動を促進することで、地域に連帯感をもたらし、市民自らが主体的に地域課題の解決に取り組むまちを目指すべきである。

行財政運営

地方分権時代に対応した行政運営を推進するとともに、財政の健全性を維持するまちを目指すべきである。

2、地域主権を進めることを踏まえて、「施策」、「基本事業」のあり方を検討する

べきである。

「人口推計について」

- ・「推計人口」を、住民基本台帳人口に基づく線形回帰法（最小二乗法）を用いて推計し、平成 32年度末人口を 16,816人とした。
- ・また、「目標人口」については、子育て支援や産業創出など、様々な施策の展開を図ることで人口の流失や抑制などに努めることで、平成 3 2 年度末の目標人口を 17,000人とするまとめとした。

「まちづくりの方向性」

地方分権が進み、地域が自らの判断と責任で決める地域社会とするため、市民と行政が情報の共有を図り、相互理解と信頼関係を築くとともに、市民が、主体的に地域に関わり、地域をつくっていく力となる地域コミュニティを育むことにより、協働のまちづくりを進める必要がある。

また、市民に信頼されるまちづくりを進めるため、職員の意識高揚を図るとともに、持続可能で健全な財政基盤を確立し、市民と共に確かに歩むまちを目指すべきである。

2 教育・文化・スポーツ部会

部会長 其田委員

副部会長 尾崎委員

委員 井上委員、木川委員、堀江委員、西島委員、山根委員

- 1、特色ある教育の取り組みについて検討する必要がある。
- 2、いじめや不登校などを作らない、心の教育への取り組みが必要である。
- 3、子ども達の地元意識やまちづくりへの関心を高めるために、小中高の結びつきや学校と地域の関わりを進めることが必要である。
- 4、青少年教育やまちづくりの取り組みにおいて、高校生や大学生ボランティアの参加を推進していくことが必要である。
- 5、市民と協働によるスポーツ施設の管理と担当部署の統一について検討が必要である。

「まちづくりの方向性」

子ども達は、学校、地域、家庭の連携の中で、明るく、仲良く、たくましく学び成長するとともに、市民の誰もが、生涯にわたって自主的、主体的に学ぶことにより創造性を高め、まちの歴史や文化を伝承していくことが必要である。

また、市民の文化活動やスポーツ・レクリエーション活動を通じて新しい出会

いや価値観を高めながら、健康で心豊かにのびのびと活動するまちを目指すべきである。

3 医療・保健・福祉部会

部会長 小泉委員
副部会長 内野委員
委員 河合委員、小林委員、田村委員、廣瀬委員、村中委員

- 1、元気な高齢者として「活動的な 85歳」を目指すところがあるが、年齢にこだわることなく高齢者の施策に取り組むべきである。
- 2、高齢者が在宅で暮らして行ける支援も大事だが、施設のあり方も今後考えていくべきである。
- 3、まち全体を考えたバリアフリーを検討していくことが必要である。
- 4、療養型病床の確保について検討が必要である。
- 5、健康促進に向けた取り組みや機会づくりが必要である。
- 6、ボランティア活動へ、市民が参加しやすい工夫が必要である。

「まちづくりの方向性」

すべての市民が心身ともに健康で互いに支え合い、幸せに暮らしていけるように、「保健・福祉・医療・介護」の連携のもとに適切なサービスの提供と健康づくりの充実に努める必要がある。

また、医療のまちとして、多様化・高度化しつつある医療ニーズに応えるため、地域の基幹病院である砂川市立病院を中心として、各医療機関と連携するとともに、質の高い総合的な医療の充実に図り、健康と幸せをもたらすまちを目指すべきである。

4 生活環境・防災部会

部会長 河合委員
副部会長 廣瀬委員
委員 内野委員、小泉委員、小林委員、田村委員、村中委員

- 1、ごみ分別が徹底され、不法投棄のないきれいなまちづくりを目指す必要がある。
- 2、市民の健康を守り、自然環境を保護するために公害防止対策を進める必要がある。
- 3、墓地需要に合わせた造成計画の検討が必要である。
- 4、救急患者搬送の手段として、ドクターヘリ活用の必要性について検討が必要で

ある。

- 5、社会状況に応じた消防体制や設備の充実が必要である。
- 6、災害時における要援護者への支援体制の充実を図る必要がある。
- 7、交通安全意識の向上を推進する取り組みが必要である。

「まちづくりの方向性」

豊かな環境を守り、次の世代に引き継いでいくために、市民一人ひとりの環境保全の意識を高め、資源やエネルギーを大切にし、有効活用を図るなど、自然と共生した循環型社会の形成に向けた取り組みを進める必要がある。

また、地域の暮らしを守り続けるため、交通安全や防犯対策の充実を図るとともに、市民の生命と財産を守る防災組織や消防・救急体制を整え、安全・安心に暮らすことができるきれいなまちを目指すべきである。

5 産業振興部会

部会長 瓜委員
副部会長 奥山委員
委員 麻谷委員（欠席）、三浦委員、三木委員、水島委員、三谷委員

- 1、農商工の連携や交流を積極的に進めていくことが必要である。
～ 農商工連携でまちを活性化 ～
- 2、まちなかの活性化への新たな取り組みが必要である。
～ アンテナショップによるまちなかの活性化 ～

「まちづくりの方向性」

時代の変化に対応できる柔軟な経営感覚と新しいものに挑戦していく経営意欲の醸成を図り、人材の育成や起業・新分野進出への支援、企業誘致、6次産業化に向けた農業振興や各種基盤整備の推進に努める必要がある。

また、これまでの地域産業や観光資源を活かしながら、産業の多様な交流や連携を図り、新たな産業の創出による、にぎわいと活力に満ちたまちを目指すべきである。

6 都市基盤部会

部会長 水島委員
副部会長 三浦委員
委員 麻谷委員、瓜委員、奥山委員、三木委員、三谷委員

- 1、高齢化社会を意識した「公共交通の確保」を考える必要がある。
- 2、まちなかを活性化させる都市づくりが必要である。
- 3、コンパクトなまちなかにわずかな動線で何でもできる都市づくりが必要である。
- 4、地球環境を意識し、太陽光発電の利用を促進する必要がある。

「土地利用の基本方針について」

土地は、現在はもとより将来における市民のための限られた貴重な資源であり、社会のさまざまな活動に欠くことのできない共通の基盤となるものである。

土地の利用にあたっては、公共の福祉を優先に、本市の有する自然的、社会的、経済的、文化的条件に配慮しながら、健康で文化的な生活環境の確保と活力ある産業の振興などが図られるよう、総合的かつ計画的な土地利用を進める必要がある。

また、今後、社会経済情勢を踏まえて土地利用を転換する際には、市民生活や産業経済活動等に必要と見込まれる土地需要に対し、適切に対応する必要がある。

(1)都市地域

人口減少、高齢化の進展の中で中心市街地の衰退や空洞化が見通されることから、市街地の無秩序な拡大を抑制するとともに、中心市街地における公共施設や商業施設等の都市機能の集積、未利用地等の有効活用を図り、まとまりのある市街地が形成されるよう、総合的な土地利用に努める必要がある。

(2)農業地域

農業の振興を図るため、計画的な生産基盤の整備を進めるとともに、優良な農地の確保に努める必要がある。また、他用途への転用を必要最小限に留めることとし、宅地や道路等の都市的土地利用にあたっては、農業の振興と地域の振興との調整を踏まえ、適正な土地利用を図る必要がある。

(3)森林地域

国土保全、水源のかん養、保健休養、自然環境の保全等の公益的機能を通じて、市民生活に大きく寄与していることなどから、必要な森林の確保と無秩序な開発の防止に努めるとともに、森林の有する多面的機能が発揮されるよう、整備と保全を図る必要がある。

「まちづくりの方向性」

美しい景観に囲まれながら、誰もが快適に暮らすことができるように、住宅、上下水道、公園の整備や緑の保全を図り、ユニバーサルデザインを基調とした居住環境づくりを進める必要がある。

また、まちなかに活力を生み出すため、まちなか居住、道路網、公共交通など都市基盤の検討や整備を進め、誰もが住みたい、住み続けたいと思える、魅力あふれるまちを目指すべきである。